

特定信書便事業の現況

「民間事業者による信書の送達に関する法律」（信書便法）が、平成15年4月1日に施行され、8年が経過。この間、「一般信書便事業※1」への参入はないものの、「特定信書便事業※2」への参入は着実に増加。

平成23年3月末現在の特定信書便事業への参入実績等は次のとおり（「2 特定信書便事業の取扱実績」については平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日の間）の実績）。

※1 はがきや手紙など、軽量・小型の信書便物（長さ40cm、幅30cm、厚さ3cm以下で、重量250g以下）を全国均一料金で全国において引き受け、国内において原則3日以内に送達するサービスを提供するもの。

※2 特定の需要（以下の3類型）に応えるサービスを提供するもの。

①長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス（1号役務）

②差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス（2号役務）

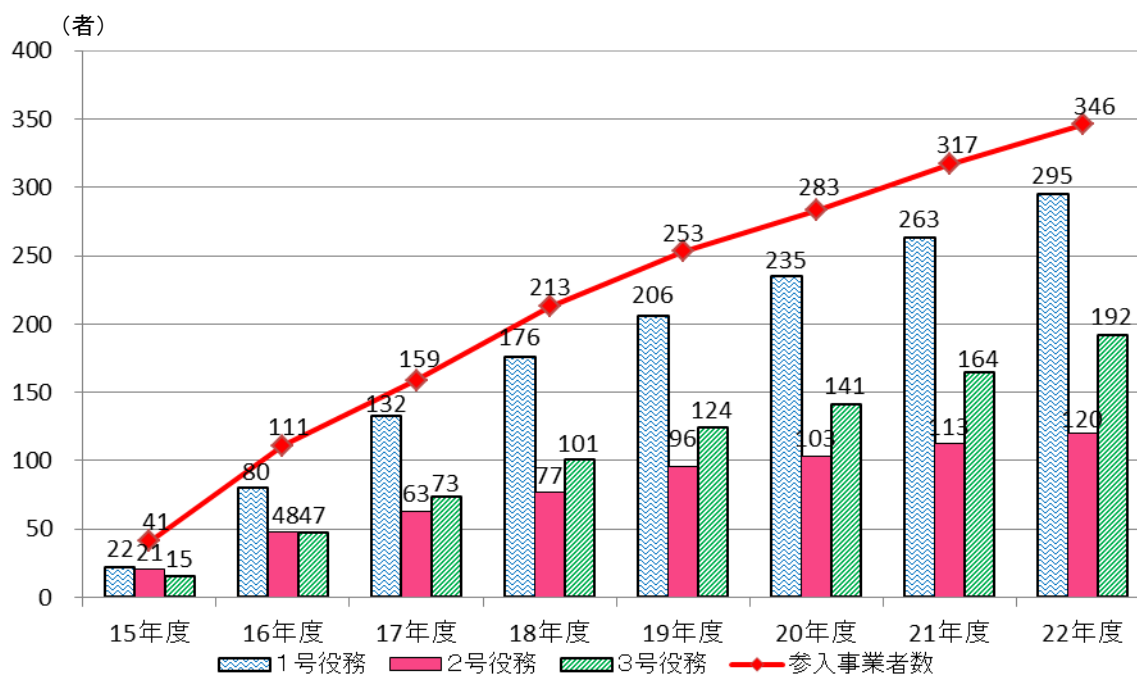
③料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するサービス（3号役務）

1 特定信書便事業への参入状況

（1）特定信書便事業への参入事業者数の推移

- 平成23年3月末現在で346者が参入。
- 平成15年度から22年度までの8年間の平均参入事業者数は概ね43者/年と着実に増加。
- 役務別にみると、1号役務に参入している事業者数が295者と最も多く、次いで3号役務192者、2号役務120者の順（図表1-1）。

図表1-1 特定信書便事業への参入事業者数及び役務別提供者数※の推移（年度別）



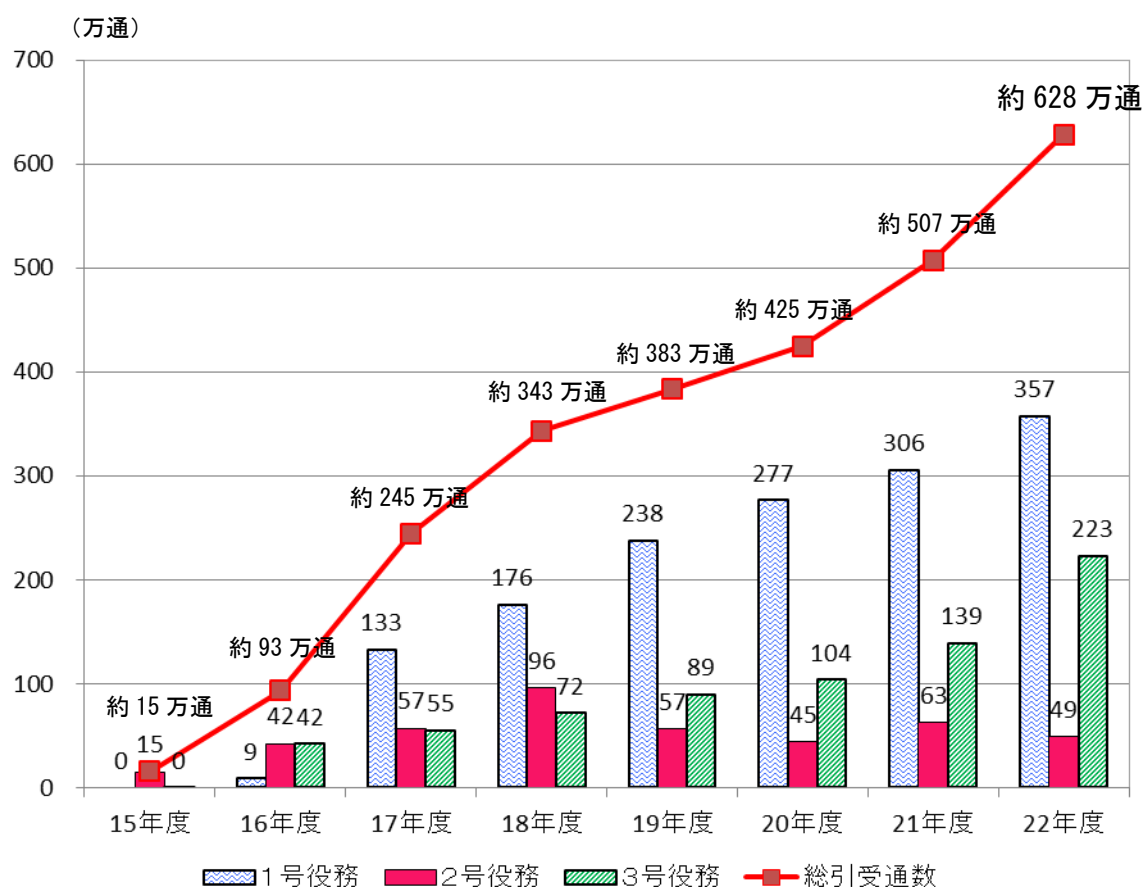
※複数役務に参入する事業者がいるため、特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

2 特定信書便事業の取扱実績

(1) 引受通数

- 平成22年度の総引受通数は約628万通で、対前年度比約1.2倍（121万通）の増加。
- 平成22年度の総引受通数に対する各役務別引受通数の占める割合は、1号役務が56.8%と最も高い。次いで3号役務35.4%、2号役務7.8%となっている

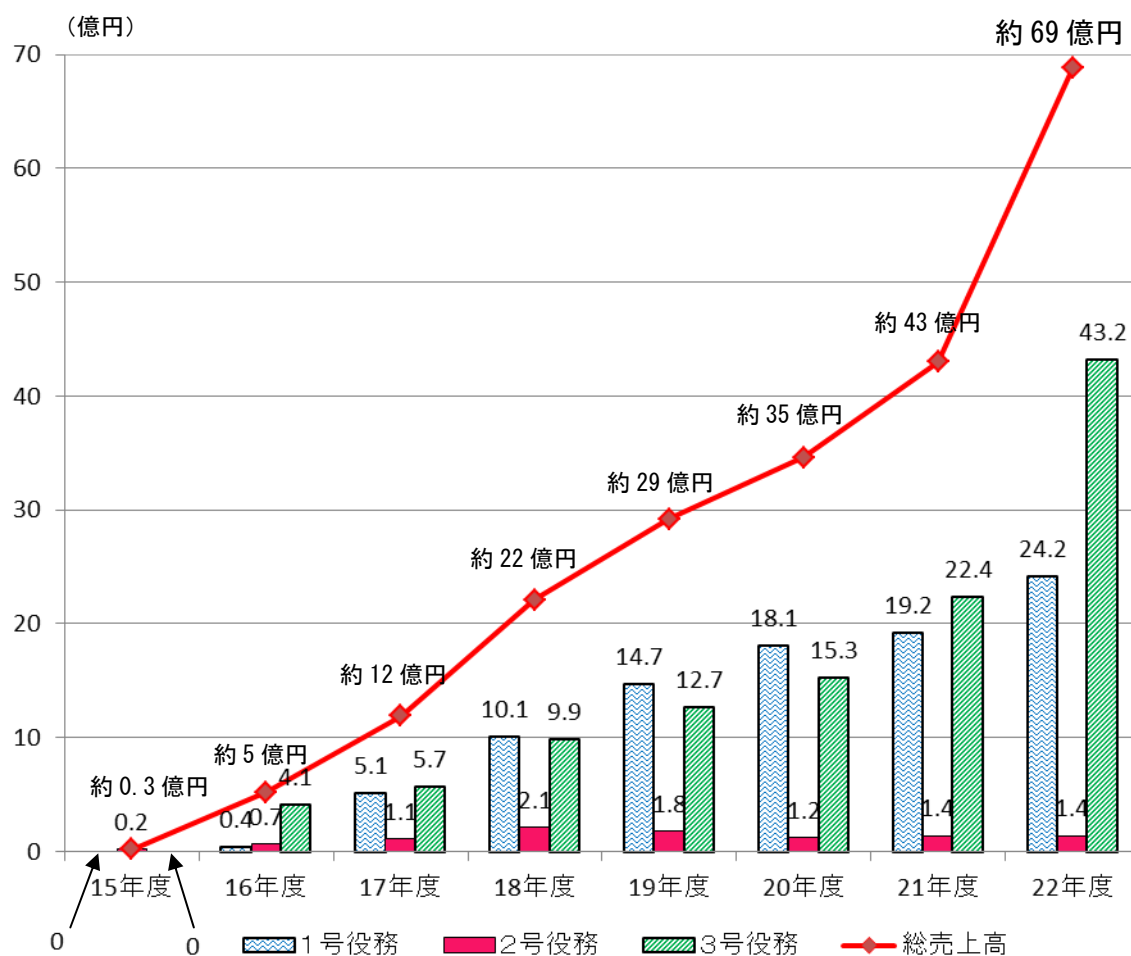
図表 2-1 役務別特定信書便引受通数の推移



(2) 売上高

- 平成22年度の売上高総額は約69億円で、対前年度比1.6倍（26億円）の増加。
- 平成22年度の売上高総額に対する各役務別売上高の占める割合は、3号役務が62.8%で最も高く、次いで1号役務35.1%、2号役務2.1%となっている（図表 2-2）。
- 26億円の増加のうち、20億強は3号役務が占めており、残り5億が1号役務。3号役務の伸びが著しい。

図表 2-2 役務別特定信書便売上高の推移



(3) 要因分析

- 平成 22 年度の総引受通数と売上高総額の伸びが過去最大（総引受通数で 1 2 1 万通増、売上高総額で 2 6 億円増）。
- 特に、3号役務の伸びが顕著（引受通数で 1. 6 倍、売上高で 1. 9 倍）。
- 業績拡大の要因（事業者ヒアリングより）
 - (1) 1号役務
 - ・自治体の文書配送業務の受託の増加（自治体の経費節減が目的）
 - (2) 3号役務
 - ・医療機関等から差し出されるレセプトの取扱いが増加
 - ・配送網の整備（即日配送地域の拡大）
 - ・商品ラインアップの充実で利用者の関心を惹いた
 - ・インターネットのホームページの工夫でより利用しやすくなった

3 信書便事業者の事業状況

(1) 参入事業者が行う主たる事業

○ 参入事業者346者が行う主たる事業をみると、貨物運送業が273者と大多数を占め、次いで警備業13者、障害者福祉事業9者の順。信書便事業に特化しているのは2者のみ(図表3-1)。

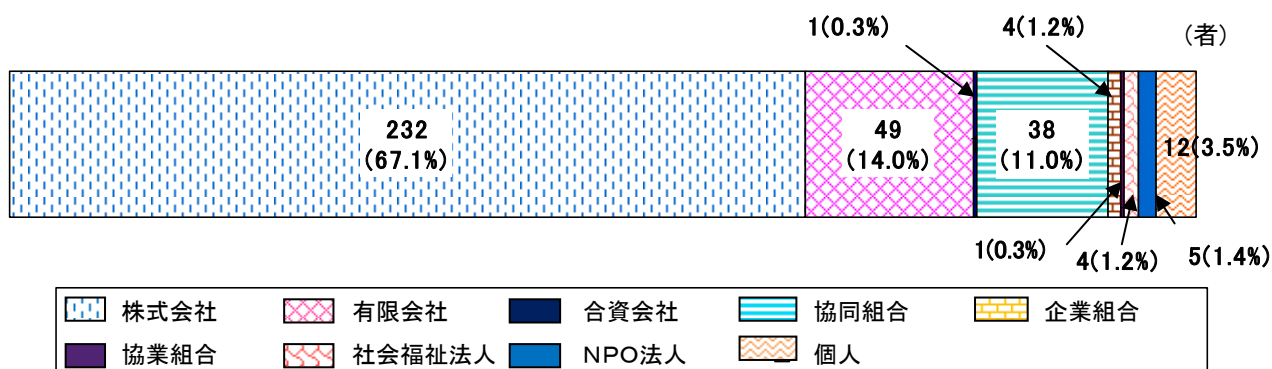
図表3-1 主要業種別・参入事業者内訳

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	273	不動産業	2
警備業	13	印刷業	1
障害者福祉事業	9	鉄鋼業	1
電気通信サービス業	6	情報サービス業	1
廃棄物処理業	5	建設業(造園工事)	1
ビルメンテナンス業	4	教育、学習支援業	1
旅客運送業	3	その他卸売・小売業	5
電気機械器具小売業	2	その他サービス業	17
信書送達業	2	計	346

(2) 参入事業者の経営形態

○ 会社形態(株式会社、特例有限会社及び合資会社)をとっている者が282者で、全体の81.5%を占める(図表3-2-1)。会社形態以外では、協同組合形態が38者(11.0%)、個人が12者(3.5%)となっている。その他、社会福祉法人4者(1.2%)、NPO法人5者(1.4%)等がそれぞれ参入。

図表3-2-1 参入事業者の経営形態



- 会社形態の参入事業者を資本金規模別に見ると、84.0%（237社）が1億円未満の会社であり、中でも1千万円以上1億円未満の会社の割合が一番多く、会社形態の参入事業者の67.0%（189社）を占める（図表3-2-2）。

図表3-2-2 参入事業者（会社形態のもの）の資本金規模

（者）

資本金	～1千万円 未満	～1億円 未満	～10億円 未満	10億円 以上	合計
会社数	48 (17.0%)	189 (67.0%)	32 (11.3%)	13 (4.6%)	282 (100%)

（3）地域別参入状況

- 大都市圏だけでなく、全国に満遍なく事業者が参入している（図表3-3）。特定信書便事業者の参入のない県は4県のみ。

図表3-3 参入事業者の内訳（本社所在地別）

都道府県	参入事業者数	都道府県	参入事業者数	都道府県	参入事業者数
北海道	26	長野	3	岡山	6
青森	2	富山	4	広島	14
岩手	0	石川	5	山口	2
宮城	1	福井	3	徳島	1
秋田	2	岐阜	4	香川	2
山形	1	静岡	7	愛媛	5
福島	2	愛知	14	高知	0
茨城	3	三重	4	福岡	20
栃木	1	滋賀	2	佐賀	12
群馬	0	京都	7	長崎	2
埼玉	12	大阪	41	熊本	6
千葉	3	兵庫	11	大分	4
東京	70	奈良	3	宮崎	2
神奈川	18	和歌山	2	鹿児島	7
山梨	0	鳥取	1	沖縄	6
新潟	3	島根	2	全国	346

信書便事業の概要

1 信書便法の目的

平成15年4月から、信書のユニバーサルサービスを確保しつつ、競争原理を導入（新規参入の促進、利用者の選択肢の拡大）

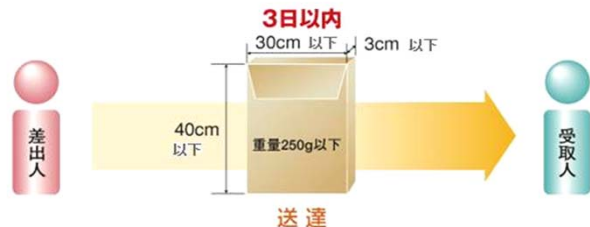
※「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」（郵便法第4条第2項）

※「ユニバーサルサービス」は、諸外国の制度等も踏まえると、基本的には、①全国均一料金、②ポスト投函制、③全国あまねく公平な提供、④継続的な提供の4つの要素から構成されると考えられる。

2 信書便事業の種類

(1) 一般信書便事業（基礎的なサービス）：許可制
一定の大きさ及び重量の信書を差出日から
原則3日以内に送達

※ユニバーサルサービスの提供義務

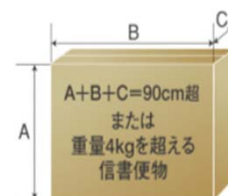


(2) 特定信書便事業（特定の需要に応えるサービス）：許可制
次のいずれかに該当する信書便のみを提供

①大型信書便サービス
（例：本庁・支庁間の巡回便）

②急送サービス
（例：バイク便等の急送便）

③高付加価値サービス
（例：配達記録、電報類似型）



1,000円を超える料金

3 参入状況（平成23年3月末現在）

<類型別>

	一般信書便	特定信書便
参入事業者数	0	346

(注) 複数のサービスを提供する事業者があるため、<類型別>と<サービス種類別>の数は一貫しない。

<サービス種類別>

① 大型信書便サービス	295
② 急送サービス	120
③ 高付加価値サービス	192
計	607